

令和5年度  
第1回社会福祉審議会資料

令和5年9月

## 目 次

### 審議事項

- ア 鳥取県社会福祉審議会規定の改正について . . . P 1

### 報告事項

- ア 児童福祉専門分科会の審議状況の報告 . . . P 3
- イ 「シン・子育て王国とっとり運動」について . . . P 4
- ウ 次世代育成支援対策施設整備交付金を活用した地域子育て支援センターの改築について . . . P 6
- エ 自立援助ホームにおける心理的虐待事案について . . . P 7
- オ 米子児童相談所管内で発生した母親逮捕事案の検証結果について . . . P 9
- カ とっとり若者自立応援プランの改定について . . . P 12
- キ 児童福祉専門分科会の決議事項の報告 . . . P 14
- ク 令和5年度6月補正予算（主要項目）について . . . 別冊

# 審議事項ア

## 鳥取県社会福祉審議会規程の改正案について

福祉保健課

社会福祉審議会の運営等を定める「鳥取県社会福祉審議会規定」について、以下のとおり改正するもの。

### 1 改正概要

- (1) 児童福祉専門分科会の分掌事務の一部を「児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。」と変更する。（第4条第4項第8号）
- (2) その他条項ずれの修正など軽微な体裁の修正を行う。（第4条第2項第5号、同条第4項第2号、同条第4項第6号）

#### <参考>

##### (1) 「児童福祉施設等」とは

- ・児童福祉施設  
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- ・里親
- ・児童自立生活援助事業者（自立援助ホーム）
- ・小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）
- ・幼稚園
- ・届出保育施設
- ・一時預かり事業者
- ・病児保育事業者
- ・障害児通所支援事業者 など

##### (参考) 現行の対象施設

認可外保育施設等…「認可外保育施設」、「認可外の居宅訪問型保育施設」

##### (2) 「死亡事故等の重大事故」とは

- ・死亡事故
- ・生命の危険などにかかわる状況が生じた重大な事故
- ・施設運営上の不備等が原因となって生じた重大な事故 など

##### (3) 「重大な権利侵害事案等」とは

- ・児童福祉施設等に入所する際の子どもの意見聴取等の必要な手続きがなされなかった場合等、手続き上の権利侵害が生じた事案
- ・虐待事案 など

### 2 改正の経緯

児童福祉専門分科会は、児童の権利、児童の意見尊重、児童の最善の利益などを実現するため、幅広く、公平・中立に審議を行い、首長に対して答申、意見具申を行う役割を担っている。

現行の鳥取県社会福祉審議会規程においては、児童虐待によらない児童福祉施設における児童の死亡事故や重大事故、施設入所の際の子どもの意見聴取等の必要な手続きがなされないなどの手続き上の権利侵害が生じた場合などについて、児童福祉専門分科会の分掌事務として明記されていない。

また、児童福祉専門分科会において、令和5年1月31日から計6回実施した児童相談所措置児童の児童施設内での死亡事案の審議において、当該事案について部会を設けて専門家を交えた再検証を行う提案をいただいている。

そのため、広く児童の死亡事故等の重大事故や重大な権利侵害事案についても分科会の分掌事務の対象とし、部会の開催を可能とするため、規程の改正を行う。

## 鳥取県社会福祉審議会規定（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>第4条 2 心身障がい福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 児童福祉法第8条第9項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による諮問（心身障がい児に関するものを除く）に関し、審議すること。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>(6) 児童福祉法第8条第9項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>児童福祉施設等における子どもの死亡事故等の重大事故、重大な権利侵害事案等の審議及び検証を行うこと。</u></p>	<p>第4条 2 心身障がい福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) 児童福祉法第8条第7項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による諮問（心身障害児に関するものを除く）に関し、審議すること。</p> <p>(3)～(5)略</p> <p>(6) 児童福祉法第8条第7項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>認可外保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の検証を行うこと。</u></p>

**附 則**

この規定は、令和5年9月7日から施行する。

## 児童相談所措置児童の児童施設内での自死事案について

家庭支援課

児童相談所が措置した児童が、令和3年8月に児童施設内で自死する事案が発生したことについて報告します。

### 1 報告等の状況

#### (1) 令和3年10月～令和4年4月 検証チームによる検証

- ・県では、本事案の原因究明及び再発防止に向けた検証を行うため、令和3年10月に外部有識者による検証チームを設置し、令和4年4月まで10回の会議で検証が行われた。現在、その検証結果を踏まえて、県及び施設で再発防止に向けた取組を行っている。

#### (2) 令和4年10月12日の県議会常任委員会への報告

- ・亡くなられた児童のプライバシー、御遺族の心情とプライバシー及び施設に入所中の他の児童への影響を配慮し、県内の児童施設に入所していた児童が、令和3年8月に死亡する事案が発生したことのみに報告し、報告が遅れこの時期となったことなどを説明。

#### (3) 令和4年11月17日の社会福祉審議会での報告

- ・常任委員会と同様の内容で審議会に報告。審議会での報告の際に、亡くなられた児童や御遺族のプライバシーに配慮して詳細までは説明できなかったことから、児童福祉専門分科会に詳細を報告の上、審議するよう指示があった。
- ・令和5年1月31日、この事案の審議を児童福祉専門分科会で開始し、以後、計6回の審議を開催。

### 2 児童福祉専門分科会での審議の状況

開催日	審議の概要
令和5年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会で議論を行うことになった経緯を説明</li> <li>・事務局から事案の概要を説明</li> </ul>
令和5年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会規程について事務局から説明</li> <li>・分科会長が事前に委員から収集した意見・質問をベースに、事案の詳細について質疑</li> </ul>
令和5年4月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会長の提案により、令和4年度県議会福祉生活病院常任委員会（令和4年12月20日開催分）の動画を視聴</li> <li>・自死の定義や心理などについて講義。</li> <li>・検証チーム会議でなされた検証の問題点を議論。</li> </ul>
令和5年4月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証チーム会議でなされた検証の問題点、今後の再検証の方法等について議論。</li> </ul>
令和5年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の4月17日からの議論を継続。</li> </ul>
令和5年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉審議会への報告案について議論。</li> </ul>

## 「シン・子育て王国とっとり運動」について

子育て王国課

地域や社会全体で子どものために何が最善かを考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を目指す「こどもまんなか」の機運を高める「シン・子育て王国とっとり運動」（以下「シン王国運動」という）を官民一体となって推進していくこととし、以下の取組を開始しましたので、報告します。

### シン王国運動の内容

#### 1 こどもまんなか応援サポーター宣言

国が進める子育て応援の機運醸成の取組の一つで、「こどもまんなか」の趣旨に賛同の上、自らが考える「こどもまんなか」につながる行動を実行し、SNS等で情報発信するものです。

7月19日に開催した「シン・子育て王国とっとり運動」推進会議では、出席者全員で「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、官民一体となって取組を進めていくこととしました。

#### 【こどもまんなか応援サポーター宣言】

- 1 我々は、「こどもまんなか」の趣旨に賛同します。
- 2 ここに、「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、「シン・子育て王国とっとり運動」の取組を推進します。
- 3 県民、事業者、団体、市町村、県が協力し、地域一体となって、こどもと子育てする方を応援します。



#### 2 こどもファスト・トラック

国が進める子育て応援の機運醸成の取組の一つで、こども連れや妊娠中の方が長時間並ばずに入場できる優先窓口（専用レーン）を設置する取組です。

常時混雑が見込まれない施設では、「混雑時に子育て世帯への優先案内を実施する」旨の表示を行い、繁忙期のみ優先窓口を設置する対応で構わないこととしています。

県立博物館（7/1～）、運転免許センター受付窓口（7/3～）において取組を開始し、まずは県立施設において取組を拡大します。また、市町村や民間事業者にも実施を呼びかけていきます。

#### 3 子育て応援駐車場

妊娠中の方や就学前の乳幼児等を連れた方等（以下、「対象者」という。）が駐車時に安心して乗り降りできるよう、対象者を優先する駐車スペースを設置する本県独自の取組です。

ハートフル駐車場とは別の制度とし、対象者には申請手続きを求めません。県民の皆様には、地域一体となって子育てを応援するメッセージとして捉えていただき、対象者が本駐車場を円滑に利用できるよう御理解と御協力をお願いしたいと考えています。

8月中に県庁及びとりぎん文化会館でモデル設置し、県立施設において取組を拡大するとともに、市町村や民間事業者にも可能な施設での設置を呼びかけていきます。

県庁の場合、本駐車場の対象者は、妊娠中の方及び未就学児を連れている方としています。また、駐



駐車場マーク



県庁内駐車場の看板表示

車スペースのサイズ及び表示は、既存の駐車スペース3区画分を2区画分として整備の上、看板及び舗装面へのマーク表示を行うこととしています（※対象者や駐車スペースのサイズ、表示方法については、設置される施設の状況に応じて、各施設で設定していただくこととされています）。

#### 4 とっとり子育てプレミアムパートナー制度

妊娠・出産・子育てを応援する団体や企業を新たに登録する制度で、子育て支援のモデルとなる優良な取組を横展開し、地域における子育てを応援する機運を醸成していきます。

対象は、以下の認証・登録があり、従業員の妊娠・出産・子育てを後押しする取組や地域での子育て支援の取組を行っている企業・事業所、又は子育て等支援活動を1年以上継続的に行っている団体・企業です。

- ・イクボス・ファミボス宣言企業      ・鳥取県家庭教育推進協力企業
- ・とっとり SDGs 企業認証 ※「多様な働き方の促進」の取組に限る
- ・くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定

#### 5 こども・若者、子育て中の方などからの意見聴取

子育て支援策や、こども基本法に位置付けられた県の「こども計画」（今年度中に策定予定）に当事者の意見やアイデアを取り入れるため、県職員等が現場に出向き、こどもや若者、子育て中の方などから意見等を聴取する取組を始めています。また、ウェブ上に意見応募フォームを設置し、幅広く意見等の募集を行っています。

#### 6 男性の育児休業取得率の向上

6月に策定された国の「こども未来戦略方針」に盛り込まれた男性の育児休業取得率の目標について、国の目標を前倒して県の目標を設定することとし、令和7年に民間においては85%、県職員（一般行政部門の常勤職員）においては100%を目標に掲げ、県が率先して子育てする職員を応援する取組を実施していきます。

# 報告事項ウ

## 次世代育成支援対策施設整備交付金を活用した施設整備について

子育て王国課

令和5年度から6年度にかけて、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、地域子育て支援拠点事業所（地域子育て支援センター）の施設整備を以下のとおり実施します。

### 【子育てひろば支援センター（仮）（米子市）】

#### 1 事業計画

施設名	子育てひろば支援センター（仮）
整備区分	改築（移転を伴うもの）
所在地	米子市博労町4丁目289番地 （移転前：米子市角盤町1丁目27-2 3階）
設置主体	米子市
建物延面積及び構造	1階94㎡ 鉄骨造
整備概要	認定こども園の創設に併せて、当該施設を含めた複合施設として整備する。
事業期間	令和5年10月着工～令和6年10月完成（予定）
整備年次計画	2カ年計画 令和5年度：20%、令和6年度：80%

#### 2 事業費（予定）

（単位：千円）

総事業費		内訳	
		設置者（市町村）負担	交付金
令和5年度	6,113	4,214	1,899
令和6年度	24,453	16,856	7,597
計	30,566	21,070	9,496

#### （参考）次世代育成支援対策施設整備交付金事業の概要

実施主体	市町村、都道府県
対象施設	児童福祉施設等
対象事業	創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築、拡張、整備
補助率	市町村が地域子育て支援拠点事業所の改築を行う場合： 国1/2、市町村1/2



## 自立援助ホームの利用者に対する職員からの心理的虐待事案の発生について

家庭支援課

鳥取市内の自立援助ホーム（以下「当該ホーム」という。）の職員が利用者に対し、指導の一環として行った対応が心理的虐待に該当することが確認されたので、その概要と対応状況等について報告します。

※自立援助ホームでは、主に児童養護施設等を退所し、就職する児童が共同で生活を行っており、その児童の自立に向けた支援を行っている。（利用対象年齢は、原則、義務教育終了後の15歳から20歳未満）

### 1 事案の発生と発覚の経緯

#### (1) 発生時期・場所

令和3年7月から9月頃・当該ホーム内

#### (2) 心理的虐待を行った職員

当該ホームの職員（30代男性。以下「当該職員」という。）

#### (3) 事案の発覚経緯

令和4年10月17日、福祉相談センターに関係者から「過去のことであるが、職員が利用者に対して、「“（当該ホームから）出ていけ”と言っていた場面を見た」といった心理的虐待に該当する疑いの通告があり、福祉相談センターが調査を行った結果、心理的虐待に該当することを確認した。

#### (4) 当該職員の状況

当該職員と上司（40代男性）は、懲戒処分（けん責）を受けており、令和5年2月に虐待防止を含むコンプライアンス研修を受講した。当該職員は、この度の行為を深く反省するとともに、これまでの利用者への対応を振り返り、個々の利用者の状況を踏まえた支援を行うことを心掛けており、改善が認められる。

### 2 心理的虐待と判断した事実と理由

- ・利用者が社会規範を守れないことに対し、当該職員が利用者を指導したところ、利用者が「ホームを出ていく」と当該ホームを飛び出したため、利用者を連れ戻し、今後の生活等について説諭を続けるも、利用者が再び飛び出そうとしたので、他の職員に利用者の布団を玄関まで持って来させ、「これ（布団）持って出えな」と感情的に言った。
- ・他の職員に布団を持って来させ、「これ（布団）持って出えな」と言った当該職員の対応は、利用者にとっては、当該ホームからの追い出しと捉えられかねず、指導の範疇を越えた心理的虐待に該当すると判断した。

### 3 心理的虐待ではないが改善を要する対応

- ・関係者からの通告には、日頃から当該職員の利用者への対応が厳しいといった内容も含まれていた。
- ・調査の結果、当該職員は勤務経験も長く、利用者への指導の中心的役割を担っていたこともあ

り、利用者への対応が厳しくなる傾向があることが伺えたが、心理的虐待と判断した対応以外に、指導の範疇を超えた対応はなかったことを確認した。

- ・ただし、利用者が「厳しい」という感情を抱かせるような対応を行う場合でも、利用者の個々の状況を踏まえた適切な対応が必要なことを当該ホームに指摘した。

#### 4 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見（令和5年3月16日及び5月24日に報告）

- ・感情的になり、厳しい言動になりすぎている。
- ・利用者の成育歴等は様々であり、正しいことを真正面から突き付けるばかりではなく、個々の状況に応じた対応が必要。
- ・指導的立場の職員が初めから指導せず、担当職員の指導を優先する対応を考えてみてはどうか。
- ・児童相談所と自立援助ホームとの間でも、利用者に関する課題の共有を深めていく必要がある。

#### 5 発生要因について

- ・利用者の自立支援を行う中で、感情が先走り、指導の範疇を超えた対応に至ってしまったこと。
- ・当該ホーム運営の中心的な職員が利用者への指導役を一手に担うような役割分担になっていたこと。
- ・周囲の同僚も当該職員の指導内容等に意見を言いづらい状況が生じていたこと。

#### 6 再発防止について

##### (1) 当該ホームが行う再発防止策

- ・当該ホームの全職員に対して、虐待防止、こどもの権利擁護、コンプライアンス等に関する継続的な研修を実施する。（4月からテーマを変えて毎月実施）
- ・利用者に対する支援のあり方等を職員間で共有し、チームでの支援体制を強化する。（特定の職員の力量に支援を委ねない）
- ・当該ホームで実施するケース検討会に外部の関係機関からも参加してもらい、多様な視点でのケース検討を行い、利用者個々の特性に合わせた支援方法のスキルアップを図る。（7月から毎月実施）
- ・当該ホーム内だけで課題を抱えるのではなく、運営主体である社会福祉法人との連携も強化し、風通しのよい組織づくりを行う。（法人職員と当該ホーム職員との月2回の定例会の開催）
- ・第三者評価を受審する。  
（今年度から新たに受審）

##### (2) 児童相談所との共同による再発防止策

- ・児童相談所が利用者と権利擁護面接を行い、生活の様子や困りごと等を聴取する。また、当該ホームと児童相談所とのケース連絡会を実施し、施設の状態把握や運営上の課題を共有する。  
⇒これらの取組は、児童養護施設等の他の施設との間では、従前から実施している。  
⇒自立援助ホームの利用は、児童養護施設等の措置制度によるものではなく、利用者との契約によるもの等の理由から、これまで実施されていなかったが、本事案の発生を踏まえ、児童養護施設等と同じ取組を実施することにした。

## 米子児童相談所管内で発生した母親逮捕事案に関する検証結果について

家庭支援課

米子児童相談所が措置していた児童の実母が、未成年者誘拐の疑いで令和4年2月2日に逮捕された事案（その後、実母は不起訴）に関して検証結果を報告します。

### 1 事案の概要

実母からの身体的虐待及び心理的虐待を理由に、里親委託を経て、児童養護施設に入所していた児童が、児童養護施設から家出して以降、約1年間、安否確認ができなかった事案である。

米子児童相談所は、児童の安否確認ができない状況であったが、保護者の様子や間接的な児童の目撃情報等を踏まえ、児童は保護者の元で生活し、保護者から児童への身体的虐待等の再燃や監禁等による切迫した状況にはないと判断で関係機関と連携しながら対応を継続していたが、最終的に未成年者誘拐罪で刑事告訴を行い、母親が逮捕され、自宅に居た児童の安否確認ができた。

初動体制は適切であったか、なぜ児童の安否確認に約1年要したのか等、この事案の一連の米子児童相談所の対応について、内部検証と外部有識者による検証を実施した。

### 2 内部検証の結果

#### (1) 検証メンバー

家庭支援課、中央児童相談所、倉吉児童相談所（計2回の検証会議を実施）

#### (2) 検証結果

- ・家出事案でこれほど目撃情報が出てこない事案は過去に無く、実母が画策し児童を匿い、児童も家にいることを望み、学校にも行かず隠れ続けたため、情報が得られなかった特殊な事案である。
- ・米子児童相談所は、実母が本児を匿っていると感じながらも、目撃情報がない中で強制的に自宅に踏み込んで捜索する決定打が得られなかったこと、また、児童の年齢及び実母と児童の関係性を鑑み、児童に差し迫った身の危険はないとの判断があったため、刑事告訴に至るまで1年を要した結果となった。
- ・本児を発見するまでに1年を要しているため、刑事告訴の判断をもっと早くすべきであったと言えるが、判断に至るまでの関係機関との連携や法的判断を弁護士に求める等の対応に問題があったとまでは言えない。

### 3 外部有識者による検証結果

#### (1) 外部有識者による検証

外部有識者を招聘して、当該事案の概要や内部検証の結果を有識者に対して説明し、質疑応答を行いながら検証を実施した。（検証会議は、令和4年11月11日及び12月16日の2回開催）

【外部有識者】川崎 二三彦氏（子どもの虹情報研修センター長）

※子どもの虹情報研修センターは、全国に2ヶ所ある、全国の自治体、児童相談所、児相福祉

施設等をはじめとする子ども虐待対応機関や施設の職員等を対象に、子ども虐待に関する高度専門的な研修を行う国の「虐待・思春期問題情報研修センター事業」を実施する研修機関の一つ。

## (2) 有識者の意見

有識者からは、この事案は複雑な家族関係や支援経過を辿り、支援が難しい事案であり、児童が所在不明になって以降の児童相談所の対応のみに焦点を当ててのではなく、この事案全体の支援過程を俯瞰しながら検証したとのコメントをいただいている。

### ① 里親や児童養護施設で生活していた児童の言動や気持ちについて

この事案では、児童相談所は、実母に対して児童との面会を控えるよう指導していたが、児童相談所の方針と実母の意向に挟まれて、児童はストレスを感じ、素直に自分の気持ちを表明できなかった可能性も考えられる。この事案を教訓にして、子どもの意見をしっかり聴くための取組を行うこと、意見を正面から受けとめつつ、子どもの最善の利益について十分検討し、それに沿った取組をすることが求められているように思われる。

### ② 無断外出した本児の捜索について

本児の安全確認等について、児童相談所は児童が無断外出後、実母宅に隠れている可能性を考えながらも、身体的虐待に関する緊急性はないと判断し、その結果、強硬な手段を取ることは見合わせたが、安全面での判断が妥当であっても、児童は身を隠しているため登校できていない等、本児の将来にとってのマイナス面も考慮すると、時機を逸せず何らかの方法で本児を探し出す方法を検討する必要はあったと考える。

このことを踏まえ、児童相談所が取り得る対応方法の一つとして、児童虐待防止法第9条による立入調査が考えられる。警察官の援助も得ながら立入調査を実施することで、家屋に入ることができた可能性は十分あったと感じられる。

### ③ 無断外出が長期に及ぶ状況での支援方針について

児童相談所は、児童は実母のもとに匿われており、実母は児童相談所に対し虚偽の説明をしている可能性が高く、児童が実母の元にいたとしても、深刻な身体的虐待に至る可能性は低いと判断していた。

こうした判断を踏まえ、児童相談所は児童の発見に努めることに力を注ぎ、最終的に告訴という手段を用いたものと思われるが、支援を考える上では、次の点も重視すべきではなかったかと感じる。

仮に児童が姿を現したとしても、引き続き、施設で生活する意思は低いと推測でき、施設での生活に戻るよう説得してもその意思がなければ、実現性は低い。また、所在不明の期間、学校を長期欠席している。

これらを含めて検討すると、児童相談所として、児童が自ら姿を現すなら、「児童の意向も十分聞いた上で以後の方針を考えることとし、機械的に施設への措置を続けようとするものではない」といった説明を実母に投げかけるといったことが考えられる。

これは②で記載している立入調査による捜索とは異なった方向からの方針となり、児童相談所に対し、虚偽報告をしている可能性がある実母の態度を不問にするという側面もあり、児童相談所には抵抗感があるかもしれないが、児童相談所は、組織として子どもの最善の利益を第一に据え、実母の姿勢をただすのは二の次としなければならない場面もある。その意味でも、児童相談所としては、スーパーバイズ機能を高めるなど、児童相談所がより適切な対応方針を策定でき

るよう、取組を強化することが求められていると思う。

#### ④ 児童福祉審議会の活用（本県では、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に相当する審議会）

告訴という選択肢や立入調査の手法、さらには実母に事情を説明して選択を促すような方法とでは考え方も大きく異なっており、どのような選択をすべきか現状を総合的に吟味し、それぞれの長所や短所などを見極め、広い視野に立った検討が必要だったと考える。

この事案のように、複雑な家族関係や支援経過を辿り、支援が難しい事案については、児童相談所内部の議論だけで判断するのではなく、広い視野に立った検討や専門的な見地からの助言を得ることが有意義であると思われ、児童福祉審議会の仕組みを利用することも重要だと考える。

### 5 検証結果を受けての今後の取組み

#### (1) 児童の意見表明を保障する取組について（4の（2）の①への対応）

子どもの意向等を丁寧に聴取することはもとより、児童相談所や施設の職員以外の第三者（意見表明等支援員）に、子どもが自分の意向等を表明し、支援方針等を調整する新たな仕組みを令和5年6月から開始する。

※令和4年児童福祉法改正（令和6年4月1日施行）により、新たに都道府県事業として定められた「意見表明等支援事業」を先行実施。（令和5年度県予算事業名：アドボガシー推進事業）

#### (2) 困難事案の対応力向上に向けた取組みについて（4の（2）の②、③への対応）

この4月から家庭支援課内に児童養護・DV室の新設及び倉吉・米子児童相談所の総合事務所化を行い、本庁と児童相談所現場との連携強化や困難事案への対応力強化等を目的とした組織改正を行った。

また、昨年度から試行的に実施していた児童相談所の合同援助方針会議（3児童相談所の合同会議）を定例開催（2カ月に1回）し、立入調査等の法的な対応が必要な事案や家族背景等が複雑で支援に困難を要する事案等を1つの児童相談所だけで抱え込まないようにし、併せて、各児童相談所の対応力向上を図る。

#### (3) 鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会の積極的な活用について（4の（2）の④への対応）

この事案のような困難事案に対する専門的な見地からの助言を得ることを目的とし、鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会内に、法律、医療、心理、児童福祉等の専門家で構成する新たな部会を来年度当初には設置できるよう検討を行う。

## とっとり若者自立応援プランの改訂について

家庭支援課

「とっとり若者自立応援プラン」（以下「プラン」という。）について、第3期プランの計画期間（平成30年度～令和4年度）が終了し、第4期（令和5年度～9年度）の計画としてプランを改訂しましたので、報告します。

### 1 目的・対象

- (1) 目的 子ども・若者の育成支援における課題について県の取組方針を明らかにする
- (2) 対象 概ね10～20歳代までの全ての方及び30歳代で経済的・社会的自立に困難を有する方

### 2 改訂のポイント

(1) 国の子供・若者育成支援推進大綱（R3.4閣議決定）を反映

- ・基本理念に「居場所の確保」の視点を追加。虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー、成年年齢引下げなど新たに顕在化した社会的課題に係る取組を追加。

(2) 「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」（R5.1施行）を反映

- ・孤独・孤立への対応やヤングケアラー・若者ケアラーへの支援を追加。

(3) 鳥取県青少年育成意識調査（R3.7実施）の結果から明らかになった課題に対する取組を追加

- ・SNS上での誹謗中傷、自撮り被害対策等を追加。

### 3 主な改訂内容

<今回追加した主な内容>（※下線部分はパブリックコメントを反映し追加したもの）

	体系	現状・課題等	取組施策の内容
子ども・若者の巣立ちを応援	心身ともに健やかな成長を促す環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自撮り」被害等SNSに起因する子どもの犯罪被害が発生</li> <li>・成年年齢引下げに伴う消費者被害防止の対応が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSに起因する犯罪被害防止や適正利用に関する啓発の強化</li> <li>・消費生活に関する基礎知識を習得できる機会の拡大、広報コンテンツによる発信</li> </ul>
	様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化、コロナの影響等で子どもの体験の機会が減少</li> <li>・主体的に社会の発展に貢献しようとするグローバル人材の育成が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>子ども・若者が意見を表明する機会の確保</u></li> <li>・未来を切り拓くグローバル人材、高度ICT人材、次世代アスリート等の養成</li> </ul>
	互いに支え合う関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動・ボランティア活動への参加の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民参加型の県民運動により若者の地域づくり活動を支援</li> </ul>
	職業生活のスタートを応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者の就業感の醸成が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアアドバイザー等の配置により高校生に求められる職業観や勤労観を育成</li> </ul>

困難な状況からの自立を応援	困難な状況に応じた子ども ・若者と家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のつながりや家庭内の関係の希薄化が進展し、孤独・孤立、ヤングケアラー等の問題が顕在化</li> <li>・全ての子どもの育ちを保障するため、社会的養育の体制整備が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>SNS相談、アウトリーチなど相談支援の充実、ピアサポートの推進</u></li> <li>・ <u>L I N E相談、オンラインサロン、支援者の対応力向上研修等によるヤングケアラー、若者ケアラーへの支援の充実、孤立防止</u></li> <li>・ <u>県版アドボカシー体制の推進</u></li> </ul>
	支援の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども・若者の抱える困難は多様化しており、本人や家族も含めて複数の専門機関による多面的な支援が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>孤独・孤立を防ぐための相談窓口の充実</u></li> <li>・ 本プランに掲載の相談窓口一覧に二次元バーコードを追加し<u>相談機関を周知</u></li> </ul>

#### 4 プランの周知

県内在住の若手漫画家のイラストを入れたチラシを作成し、県内の全ての小学生、中学生、高校生に配布するほか、大学や各相談支援機関、県立ハローワーク等に配架し周知を図りました。

## 報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第4条第4項第5号に基づき、下記事項について令和5年1月31日及び令和5年5月26日に決議したので、同規程第8条の規定により報告します。

## 記

## 児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、相当と認めた。

区 分	住 所	答申年月日
養育里親・ 養子縁組里親	八 頭 町	令和5年2月24日
親族里親	米 子 市	令和5年2月24日
養子縁組里親	鳥 取 市	令和5年2月24日
養子縁組里親	鳥 取 市	令和5年7月6日
養育里親・養子縁組里 親	鳥 取 市	令和5年7月6日
養育里親	米 子 市	令和5年7月6日
養育里親	境 港 市	令和5年7月6日